

タイトル：2013 Middle Eastern and Islamic Studies in Japan: The State of the Art

日時：2013年11月23日（土）10:00～13:20

場所：Japan Center for Middle Eastern Studies, 2nd Floor, A2-1, Azariyeh Bldg, Beirut Central District (Downtown Beirut)

Structural Adjustment and Social Protection in the MENA Region: Food Subsidies in Jordan

河村 有介（京都大学大学院法学研究科／ダラム大学政治学・国際関係学部）

本報告では、ヨルダンにおける食料補助金改革を事例として、中東・北アフリカ地域における構造調整プログラムと社会的保護（social protection）との関係を明らかにするものである。構造調整プログラムは、途上国における貧困や社会開発の停滞の元凶と看做されていることが多い。近年では、その批判に対応して構造調整プログラムが実施国の社会に与える影響を最小限に抑えるために、プログラム実施に合わせて実施国政府に対して、政策立案を支援している。社会的保護制度の改革支援もその枠組みの中に含まれている。

中東・北アフリカ地域では、制度的に不十分な従来型の社会的保護制度に代わって、食料補助金がセーフティネットの役割を果たしている。しかしながら、この制度は、社会的保護制度として重大な欠陥を抱えている。補助対象の商品（例：小麦）は基本的に誰でも購入することができるため、食料補助金の恩恵は、低所得層だけではなく、中間層にも及んでいる。そのため、社会的保護制度としては、高コストであり、常に国庫に対して大きな負担を強いている。

世界銀行やIMFは、ヨルダンを中東・北アフリカ地域における社会的保護制度の改革の成功事例として扱っている。これらの報告書では、ヨルダン政府による高コストな食料補助金をより効率的な新しい社会的保護制度に置き換えた改革努力を称賛している。

本報告では、2013年1月から2月にかけて実施したヨルダンでのフィールドワークの成果をもとに、ヨルダン政府による改革努力は表面的なものであることを明らかにしている。政府の公式発表では、2000年に食料補助金を停止したとされているが、実際には小麦価格に対する統制を維持することによって、事実上、小麦製品に対して補助金が支出されていたのである。また、ヨルダンにおける構造調整プログラムが終了した翌年（2005年）には、公式に食料補助金を再開している。このような知見は、世界銀行・IMFによる政策支援が、途上国政府に抜本的な社会保護制度の改革を促すには不十分であることを示している。

コメンテーターのラムジー・マブスート先生（バイルート・アメリカン大学）は、本報告に対して、いくつかの問題点を指摘してくださった。第一に、世界銀行・IMFが補助金再導入（2005年）以降、ヨルダン政府をどのように評価しているのかに対して言及がない点、第二に、なぜ

2005年に補助金が再導入されたのかについて議論が尽くされていない点、第三に、本報告では食料補助金制度に対する問題点ばかり強調しており、本制度の利点に対する言及がないという点である。報告会では、マブスート先生のコメントに対して満足する応答ができていなかった部分もあるが、指摘によって今後の課題も浮き彫りになった。今後は、これらの点を改善し、学術誌への投稿を目指したい。

最後に、本報告会は非常に有意義なものであり、報告者にとって貴重な経験であった。報告本番では、極度の緊張で、半ばしどろもどろとなり、出席者の方々にはご迷惑をかけてしまったが、なんとか無事に報告を終えることができた。また、報告会という機会を通じて、レバノンの宗教的な多様性の一端に触れることができたことも報告者にとって大きな財産となった。報告会直前には、アメリカによるシリア攻撃間近というニュースもあり、渡航できるのか危ぶまれた時期もあったものの、レバノン滞在中に快適に過ごせたのは黒木英充先生をはじめとするJaCMESの方々の手厚いサポートのおかげである。心より御礼申し上げます。